

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付していたとの記憶しかないが、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 9 月から国民年金に任意の資格で加入し、61 年 4 月からは第 1 号被保険者となり、国民年金に加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立期間②のうち、平成元年7月から2年3月までについて、オンライン記録において、「納付書作成日 平成 3 年 8 月 12 日」の記載が確認できることから、過年度納付書が発行されたものと推認され、申立人は、平成 2 年度の国民年金保険料を現年度納付していることが A 市の国民年金収滞納リストにより確認できることを踏まえると、当該納付書によりこの時点で時効とならない当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、郵便局や金融機関において国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A 市が国民年金保険料の収納状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、保険料を現年度納付した記録は見当たらず、オンライン記録において過年度納付した記録

も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和63年9月から平成元年6月までについて、A市の国民年金収滞納リストにおいて、国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、過年度納付書が発行された3年8月の時点では、申立人は、時効により当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和63年9月から平成元年6月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 2248 (事案 963 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 42 年 2 月まで

私が大学生であった昭和 38 年当時、母親が「あなたの年金をかけておいてあげる。」と言って国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付していた。今回、その当時に同居していた義姉から「お母さんは掛けていた (年金)。」と聞いたので、再申立てを行う。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から同年 12 月までについて、従来、紙台帳で管理されていた国民年金手帳記号番号払出簿を、新たに電子データ化した「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」により、改めて A 県内全域について「B」を検索したところ、同年 10 月 26 日に申立人と同姓同名の者に同手帳記号番号 (*) が申立人の居住する C 市 D 区において払い出されていることが確認できるとともに、当該手帳記号番号は、「任意」の資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、これは申立人が主張する任意で国民年金に加入したとする時期とおおむね一致しており、申立人所持の年金手帳に記載されている 38 年 8 月 5 日の国民年金被保険者資格取得から 39 年 1 月 17 日の同資格喪失までの期間について、申立人は、国民年金に任意加入していたものと

推認され、任意加入しながら当該期間の国民年金保険料を現年度納付しなかった事情も見当たらないことから、当該期間の保険料については納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から 42 年 2 月までについて、申立人は、39 年 1 月 17 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが所持する年金手帳により確認できることから、当該期間については国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

当時、夫は私学共済に加入していたが、私は将来の年金のため、任意加入だったが国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、途中の昭和56年10月から57年3月までの6か月間のみ納付記録が無いというのはおかしい。申立期間の保険料も間違いなく納めている。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和48年2月28日に国民年金に任意加入し、59年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失するまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間の保険料が未納であれば作成・保管されるべき申立人に係る特殊台帳も見当たらず、申立期間の前後を通じて居住地や申立人の夫の仕事など生活状況に特段の変化も無かったとしていることから、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年3月まで

私は、20歳になった頃、母親にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続きを行ってもらい、申立期間の国民年金保険料は、私が母親に手渡し、まとめて納付してもらったと記憶している。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付し、厚生年金保険との切替えも適切に行っていることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成6年3月頃に払い出されていることが確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認でき、この時点で、申立期間は現年度納付が可能であり、国民年金の加入手続きを行いながら保険料を納付しなかった事情も見当たらない上、A市では国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な保険料について納付指導することが通例であったことを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、平成14年10月から15年3月までは20万円、同年4月から同年11月までは24万円、同年12月から16年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間②は30万9,000円、申立期間③は48万円、申立期間⑨は30万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月から16年8月まで
② 平成15年7月15日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年7月15日
⑤ 平成16年12月16日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月15日
⑧ 平成18年7月20日
⑨ 平成18年12月22日

ねんきん定期便によると、平成14年10月から16年8月までの期間において、私の標準報酬月額が9万8,000円で、保険料控除額が6,654円から8,501円と記録されているが、私の保管する平成14年10月分から15年3月分の給与明細書には、厚生年金保険料として1万7,350円控除されている。また、平成15年から18年までの標準賞与額の記録が無いものがあるが、賞与明細書で厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものもあり、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、株式会社Aの保管する申立人に係る賃金台帳において確認できる給与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成14年10月から15年3月までは20万円、同年4月から同年11月までは24万円、同年12月から16年8月までは20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は低い標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人の申立期間①に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②、③及び⑨について、上記賃金台帳、申立人の所持する賞与明細書及び事業主の回答から、申立人は当該期間に株式会社Aから賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳、申立人の所持する賞与明細書及び事業主の回答において確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②は30万9,000円、申立期間③は

48万円、申立期間⑨は30万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間②、③及び⑨に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与の届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人の申立期間②、③及び⑨に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④、⑤、⑥及び⑦については、上記貸金台帳、賞与明細書及び事業主の回答から、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立期間⑧については、賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準賞与額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間④について、申立人のA株式会社における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年7月13日であると認められることから、申立期間④における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年5月及び同年6月の標準報酬月額については120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年7月31日から同年8月30日まで
② 昭和18年10月26日から同年12月1日まで
③ 昭和19年11月3日から同年12月8日まで
④ 昭和20年5月1日から同年8月15日まで

私は、昭和18年7月から19年12月まではA株式会社のB丸及び20年4月から同年8月までは同社のC丸に乗船していたので、調査の上、船員保険の加入記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人はC丸に乗船していたと主張しているところ、C丸に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無いが、厚生労働省社会・援護局から提出された「旧海軍から継承した人事記録(履歴原表)」により、申立人は、昭和20年4月26日にA株式会社の汽船D丸に乗船した記録が確認できることから、申立てに係る船舶はD丸であると認められる。

一方、A株式会社のD丸に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員

保険被保険者台帳において、申立人に係る船員保険の資格取得日は昭和 20 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できるものの、資格喪失日は記載されていない。

また、オンライン記録において、申立人は、昭和 20 年 4 月のみ船員保険の被保険者期間となっており、これについて日本年金機構 E 事務センターは、「名簿において資格喪失日が記載されていない場合は、勤務の確認がとれる月のみ年金給付に反映する処理をしている。したがって、昭和 20 年 4 月 1 日の取得日が上記被保険者名簿に記載されているため、同年 5 月 1 日付けで資格を喪失した旨の処理を行ったものである。」と回答している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同様に船員保険被保険者の資格喪失日が記載されていない被保険者が多数確認できるため、それらの者の船員保険被保険者台帳を確認したところ、昭和 20 年 4 月以降に D 丸で船員保険の記録が確認できる者が 10 人みられ、そのうち、記録が最も短い者でも同年 7 月 13 日付けで資格を喪失しており、申立人のように被保険者期間が 1 か月の者は確認できず、他の 9 人はいずれも申立期間以降も引き続き D 丸における被保険者記録が継続していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時は F 軍の潜水艦による魚雷及び機銃攻撃により、日本のドックに入って終戦を迎えた旨供述していることから、申立人は昭和 20 年 5 月 1 日以降も継続して D 丸に乗船し、少なくとも同年 7 月 12 日付けで下船したと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 株式会社における船員保険被保険者の資格喪失日については、上記下船日の翌日である昭和 20 年 7 月 13 日であると認められる。

なお、昭和 20 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿の記録から 120 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①、②、③及び④のうち昭和 20 年 7 月 13 日から同年 8 月 15 日までの期間については、A 株式会社は、戦前の国策会社として昭和 16 年に G 法が施行され、「A 株式会社の解散に関する件（昭和 21 年勅令第 * 号）」により解散しているため、申立人の勤務実態及び船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立期間①については、A 株式会社において勤務していた元船員に照会したところ、「昭和 18 年 8 月頃申立人と一緒に一時期同社の寮に入っていたが、申立人と同じ船舶に乗船していないので、申立人が乗船していた期間等は不明である。」と供述しており、申立人の申立期間①については申立人が船舶に乗船していたことは確認できない。

さらに、申立期間②及び③については、当時の船員保険法（昭和 20 年 3

月以前)では、乗船中のみを船員保険の被保険者とする取扱いであり、A株式会社に係る船員保険の被保険者27人のオンライン記録を調査したところ、申立人を含む24人は、船員保険の加入記録が無い期間が複数回確認できる。

加えて、A株式会社に勤務していた複数の元船員に照会したが、申立期間②及び③に係る申立人の乗船、勤務実態等を裏付ける資料や供述は得られない。

また、申立期間④のうち昭和20年7月13日から同年8月15日までの期間については、申立人がA株式会社に雇用されていたことについて同僚等の供述は得られず、申立人の勤務実態等は確認できない。

さらに、申立期間①、②、③及び④のうち昭和20年7月13日から同年8月15日までの期間における船員保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無い。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④のうち昭和20年7月13日から同年8月15日までの期間において、船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②、③及び④のうち昭和20年7月13日から同年8月15日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年11月から14年5月までは38万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年10月から15年8月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間③の標準賞与額に係る記録を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に係る記録を、申立期間④は23万5,000円、申立期間⑤は22万円、申立期間⑥は20万6,000円及び申立期間⑦は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成13年11月1日から15年9月1日まで
② 平成18年9月1日から19年2月16日まで
③ 平成15年12月15日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成18年7月14日
⑦ 平成18年12月15日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額並びに申立期間③の標準賞与額が実際の給与及び賞与の支給額と大幅に異なっている。また、申立期間④から⑦までの期間の標準賞与額の記録が無い。給与及び賞与の支給明細書を添付するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人が所持している「給与支払明細書」及び事業所が保管する「賃金台帳」により、申立人が申立期間①のうち、平成13年11月から14年7月までの期間及び同年10月から15年8月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記の「給与支払明細書」及び「賃金台帳」において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成13年11月から14年5月までは38万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年10月から15年8月までは38万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成14年8月及び同年9月については、申立人の申立期間①に係る上記の「給与支払明細書」及び「賃金台帳」に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認でき

る標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②については、上記の「給与支払明細書」及び「賃金台帳」により、申立人が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬額の支払いを受け、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上記の「給与支払明細書」及び「賃金台帳」で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、事業主は、上記の「給与支払明細書」及び「賃金台帳」で確認できる給与支給額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人が所持している「賞与支払明細書」及び上記の「賃金台帳」から、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③の標準賞与額については、上記の「賞与支払明細書」及び「賃金台帳」で確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、20万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の賞与より低い標準賞与額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④、⑤、⑥及び⑦について、上記の「賞与支払明細書」及び「賃金台帳」から、申立人は、当該期間に当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額は、上記の「賞与支払明細書」及び「賃金台帳」で確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間④は23万5,000円、申立期間⑤は22万

円、申立期間⑥は 20 万 6,000 円及び申立期間⑦は 21 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月17日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月17日

株式会社A勤務期間のうち平成15年12月17日分の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額が50万円であるべきところ、オンライン記録によると、5万円になっているので、同社を代理人として記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに保管されている平成15年12月17日に支給された賞与明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正しい標準賞与額（50万円）に相当する賞与額の届出を行ったものの、保険料の納付についてはオンラインに記録された標準賞与額（5万円）に基づく保険料のみを納付したことを認めていることから、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月17日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月17日

株式会社A勤務期間のうち平成15年12月17日分の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額が30万円であるべきところ、オンライン記録によると、3万円になっているので、同社を代理人として記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに保管されている平成15年12月17日に支給された賞与明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正しい標準賞与額（30万円）に相当する賞与額の届出を行ったものの、保険料の納付についてはオンラインに記録された標準賞与額（3万円）に基づく保険料のみを納付したことを認めていることから、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月17日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月17日

株式会社A勤務期間のうち平成15年12月17日分の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額が30万円であるべきところ、オンライン記録によると、3万円になっているので、同社を代理人として記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに保管されている平成15年12月17日に支給された賞与明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正しい標準賞与額（30万円）に相当する賞与額の届出を行ったものの、保険料の納付についてはオンラインに記録された標準賞与額（3万円）に基づく保険料のみを納付したことを認めていることから、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月17日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月17日

株式会社A勤務期間のうち平成15年12月17日分の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額が5万円であるべきところ、オンライン記録によると、5,000円になっているので、同社を代理人として記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに保管されている平成15年12月17日に支給された賞与明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正しい標準賞与額（5万円）に相当する賞与額の届出を行ったものの、保険料の納付についてはオンラインに記録された標準賞与額（5,000円）に基づく保険料のみを納付したことを認めていることから、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月17日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月17日

株式会社A勤務期間のうち平成15年12月17日分の賞与について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額が5万円であるべきところ、オンライン記録によると、5,000円になっているので、同社を代理人として記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに保管されている平成15年12月17日に支給された賞与明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正しい標準賞与額（5万円）に相当する賞与額の届出を行ったものの、保険料の納付についてはオンラインに記録された標準賞与額（5,000円）に基づく保険料のみを納付したことを認めていることから、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年4月21日、資格喪失日に係る記録を同年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月21日から同年5月10日まで
株式会社Aの平成9年5月度給与から、厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月28日から同年3月1日まで
A社を昭和58年2月28日で退職したため、資格喪失日は同年3月1日となるはずであるため、同事業所に係る資格喪失年月日を、同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時交付された源泉徴収票及び事業所や複数の同僚の回答から、申立人が昭和58年2月28日まで勤務していたことが確認できる上、同源泉徴収票の社会保険料控除額をみると、同年1月及び同年2月の2か月の勤務期間に対し、2か月分の厚生年金保険料が控除されており、複数の同僚が、「当時保険料は当月控除である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の源泉徴収票の保険料控除額及び申立人のA社における昭和58年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された健

康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）には、申立人の資格喪失日が昭和 58 年 2 月 28 日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで
年金の記録では、申立期間の国民年金保険料を納付していないことになっているが、他の時期の方が生活が苦しかったのに納付しているので、A県B市に住んでいた申立期間だけ納付していないとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に住んでいた申立期間だけ国民年金保険料を納付していないとは考えられないと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成2年4月頃にA県C市において払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立人の国民年金被保険者資格については、同年6月20日に昭和61年4月1日付けで第3号被保険者として資格取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2252(事案 799 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料は少ない収入の中から、毎月、きっちり納付してきたのに、5年分も未納になっていることは信じられない。
前回の第三者委員会の決定には納得できないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月頃に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、申立人及びその夫は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の当委員会の決定については納得できないとして再申立てを行っているが、再申立内容は前回と同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び情報は認められず、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に資格取得日が昭和57年1月1日と記載されていることを挙げてい

るが、国民年金法改正に伴い、国民年金の強制適用対象者となる外国人は、その施行日である同日を国民年金被保険者資格取得日とするものであり、国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、昭和57年1月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、その月からA市の発行した納付書により同市役所の窓口で、妻と二人分を月末までに納付してきた。その後、B信用金庫C支店で納付し、その後口座振替に変更した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月に夫婦で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により昭和61年6月頃に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人から遡って保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人は、昭和57年1月の時点で既に41歳であり、この時点で国民年金に加入し60歳到達時まで国民年金保険料を納付しても、国民年金被保険者期間のみでは年金受給権(300か月)を満たすことはできなかったが、61年4月1日の国民年金法改正により56年12月までの期間が老齢基礎年金の受給資格期間に合算できることとなったことから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された61年6月頃に国民年金の加入手続を

行ったものと考えるのが相当である。

なお、申立人は、国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に資格取得日が昭和 57 年 1 月 1 日と記載されていることを挙げているが、法改正に伴い、国民年金の強制適用対象者となる外国人は、その施行日である同日を国民年金被保険者資格取得日とするものであり、保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月

平成5年10月の国民年金保険料のみ納付期限が過ぎて納付できなかったが、同年9月の保険料は納付したと母親から聞いており、申立期間の保険料が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月の国民年金保険料のみ納付期限が過ぎて納付できなかったが、同年9月の保険料は納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により平成7年10月頃払い出されたものと確認できる。申立人は、申立期間後の5年11月から7年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この過年度納付書は、申立人が所持する未使用の5年10月の領収済通知書に記載されている7年11月13日付けで一括して発行されたものと推認され、当該過年度納付書の発行時点では、申立期間は既に時効であることから、申立期間に係る納付書は発行されず、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年3月まで

私が20歳になった昭和47年*月頃に、父親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、父親又は母親が集金人に納付していたと聞いていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和47年*月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は申立人の父親又は母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間のうち、昭和51年度の国民年金保険料については現年度納付が可能であるものの、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて保険料を納付したことを示す記録が見当たらないことから現年度納付されなかったものと推認でき、昭和47年3月から51年3月までの保険料については過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人から申立期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和47年*月*日」と記載されていることを挙げているが、初めて被保険者となった日は、国民年金被保険者資格を取得した日であることを示すもので、その日から保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、養子縁組前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2256 (事案 1776 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から53年3月まで

私は、昭和53年9月22日に、幼稚園を休んでいた子供の手を引いてA市B区役所C支所へ出向き、夫が用意してくれた35万円に銀行から引き出した3万円を加え、38万円未満の国民年金保険料を同支所の窓口で納付した。今回、私が20歳到達時まで遡って申立期間の保険料を納付したことについて、実兄、義兄夫婦及び夫の友人の証言を得たので再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月にA市B区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、特殊台帳において、手帳交付年月日が「54.1.26(初)」と記載されていることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認されるが、国庫金である特例納付及び過年度保険料を市町村の窓口で納付することはできず、申立内容とは符合しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その実兄、義兄夫婦及び申立人の夫の友人から、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を遡って納付したと話していたとの証言書を提出して、再申立てしている。

しかしながら、当該証言には、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる具体的な記載は見当たらない上、保険料を

特例納付した場合には、当時の国民年金被保険者台帳にその旨を記載し、「特殊台帳」として保管することとされているが、申立人に係る同台帳には特例納付の記載は無く、領収済通知書も確認できないことから、申立人の再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな証言及び資料とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から53年3月まで

昭和51年*月頃、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、父親が自身と母親と私の3人分一緒に集金人に納付してくれていた。また、領収印は無いが申立期間の領収書も持っている。未納とされていることには納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年*月頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、申立人の父親が3人分一緒に集金人に納付してくれ、領収印は無いが申立期間の領収書も持っていると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認されるのに対し、申立人の両親は、36年10月に夫婦連番で同手帳記号番号が払い出されていることから、申立人の父親が申立期間について3人分の現年度保険料を集金人に納付することはできず、一緒に納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までについて、申立人が所持する納付書は、申立人の国民年金加入手続時である53年4月頃に現年度保険料を納付するためにA市が発行したものと考えられるが、同

納付書（領収書、領収済通知書及び原付の3連つづり）には領収印は認められず、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、現年度保険料の納付記録は見当たらないことと符合し、オンライン記録においても過年度納付した記録も無いことから、申立人は、当該期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立期間のうち、昭和51年5月から52年3月までについて、申立人が所持する国民年金保険料領収済通知書は、A市が申立人の国民年金加入手続時に、上記の納付書に併せ発行された過年度納付書の一片と考えられるが、同通知書には領収印が無く、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張も無いことから、申立人は、当該期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和55年4月から61年5月までの期間、62年12月から平成2年3月までの期間及び3年4月から10年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から49年3月まで
② 昭和55年4月から61年5月まで
③ 昭和62年12月から平成2年3月まで
④ 平成3年4月から10年2月まで

父親が昭和45年10月頃に国民年金の加入手続を行ってくれ、無収入であった私と妻のために申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②、③及び④については、昭和49年4月から55年3月まで免除申請手続を行っていたところ、区役所の職員から自動的に免除手続を行うと言われ、免除承認通知書も送付されず、免除されているものと確信していた。申立期間①が未納とされていること、申立期間②、③及び④が免除とされていないことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和45年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手

続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間①のうち、45年8月から47年3月までの保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人から遡って保険料を納付したとの主張は無く、申立期間①のうち、47年4月から49年3月までは、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に検認印が無いことから、現年度納付されなかったものと考えられ、遡って納付したとの主張も無い上、申立人の父親と一緒に保険料を納付してくれていたとする申立人の妻も申立期間は未納である。

また、申立期間②、③及び④について、申立人は、国民年金保険料の免除手続が行われているはずと主張しているが、昭和55年度以降について、社会保険事務所（当時）が免除承認者に対し毎年度送付することとされている「国民年金保険料免除承認通知書」を受け取っていないとしている上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間を免除期間としている記録は見当たらず、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間については保険料が免除されていなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②、③及び④の保険料が免除承認されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付及び免除承認されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②、③及び④の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 1 日から同年 12 月 5 日まで
② 昭和 43 年 7 月 20 日から 45 年 4 月 1 日まで

A社奨学生として、昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月までの 4 年間、B 県 C 市内の二か所の直売所に勤務したが、オンライン記録では、申立期間について厚生年金保険に未加入となっているのは納得いかないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D 育英奨学会が保管する奨学生名簿の記録及び申立人が勤務していた A 社 E 直売所の複数の同僚の供述により、申立期間において申立人が当該事業所に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社 E 直売所及び申立人が加入していた厚生年金保険の適用事業所であった F 株式会社は既に廃業しており、申立期間当時の事業主及び役員も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D 育英奨学会及び A 社 B 本社に照会したが、当時の資料は保管されていないため、申立てに係る事実について確認することができない旨の回答であった。

さらに、複数の同僚が、申立人の勤務については記憶しているものの、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

加えて、F 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿

において、申立人の資格喪失日は昭和 42 年 11 月 1 日と記録され、A 社 E 直売所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格取得日は同年 12 月 5 日となっており、オンライン記録と一致している上、申立人が同期の奨学生であったとして名前を挙げた同僚 2 名についても申立人と同様の記録となっている。

また、F 株式会社に係る上記名簿の申立人備考欄には「証返」と記載されており、申立人が、健康保険証を返納したことが確認できる。

申立期間②について、D 育英奨学会が保管する奨学生名簿の記録及び A 社 E 直売所の複数の同僚の供述により、申立期間において申立人が当該事業所に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社 E 直売所は既に廃業しており、元事業主も死亡している上、当該事業所の元事務員及び複数の同僚に照会したが、申立人の勤務については記憶しているものの、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

また、A 社 E 直売所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 43 年 7 月 20 日となっておりオンライン記録と一致している上、申立人が同期の奨学生であったとして名前を挙げた同僚 2 名及び 1 年後輩であったとして名前を挙げた同僚 2 名についても申立人と同様の記録となっている。

さらに、上記名簿の申立人備考欄には「証返」と記載されており、申立人が、健康保険証を返納したことが確認できる。

加えて、F 株式会社解散した昭和 43 年 7 月以降には、申立人と同時期に勤務し、厚生年金保険の被保険者であった奨学生は、申立人と同様に厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2380 (事案 1830 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A株式会社B支店C所に、昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、オンライン記録では厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 24 日となっている。45 年 3 月下旬に、今月一杯で辞めると職場に挨拶して回り、総務課にもその旨届けを出しているのに、資格喪失日は同年 4 月 1 日のはずであり、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A株式会社の年金記録を管理しているD株式会社は、申立期間当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答していること、申立期間当時被保険者であった元同僚に照会したが、申立人の具体的な退職の日及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできないこと、A株式会社が加入していたE厚生年金基金の記録、及び雇用保険の加入記録のいずれの資格喪失日もオンライン記録と一致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料や情報は無いが、新住居を探すため休暇の手続はしたが昭和 45 年 3 月末までは勤務していたとして再調査を要望している。

そこで、今回の申立てについて判断すると、申立人は申立期間に有給休

暇届を提出した際の状況について詳細かつ具体的な供述をしていることから、申立期間に当該事業所に在籍していた可能性はある。

しかし、前回の調査に加えて、A株式会社に退社前の有給休暇を取得する際の対応等を調査したところ、同社は、「当時の休暇取得が分かる資料(出勤簿、休暇取得簿)は、保存されていない。」と回答しており、申立期間の在籍状況について確認することができない。

また、申立期間当時の上司を始め、同期入社と同僚等の32名に照会しても申立人の退職時期について具体的な供述を得ることはできない。

さらに、A株式会社は、「厚生年金保険料は翌月の給与から控除していたが、申立期間の厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しており、申立人も申立期間の厚生年金保険料の控除について記憶しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されたことについて確認することはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 2 月 20 日に大学の卒業試験が終了後、すぐに義兄の会社の A 店（その後、株式会社 B）に入店した。その約 3 か月後には会社から系列会社（C 株式会社）を立ち上げたので行ってくれと言われて約 3 か月間行った。48 年 12 月に会社内で火事があり負傷し、D 病院に入院している。また、妻は自分より先に入社しており、45 年 11 月から加入記録があるので、会社が未加入とは思えない。個人事業から株式会社に移行した時に記録が抜けたと思われるので調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 店（昭和 50 年 4 月 24 日から株式会社 B に名称変更）の元事業主及び同僚の供述から、申立人が、A 店又は系列の C 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の元事業主は、「当時の関係書類は無く、申立人が厚生年金保険に加入していない理由は分からない。」と供述し、A 店において申立人が申立期間について厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、A 店の同僚に照会したが、申立人が勤務していた記憶はあるものの、厚生年金保険料が給与から控除されていたことについて確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、「昭和 48 年 5 月から同年 7 月までの約 3 か月間、系

列のC株式会社の立ち上げに伴って勤務した。」と述べているが、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年5月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同社に48年9月に入社した同僚は、「自分が入社した時は、申立人は既に勤務していた。」と供述しており、申立期間において、A店及びC株式会社の勤務期間を特定することができない。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によれば、A店において昭和50年4月1日に資格を取得しており、申立期間においてはA店及びC株式会社の双方とも未加入であることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間に会社が火事になりD病院へ入院した。」と主張しているため、当該病院に申立人が当時使用した健康保険証の種別を照会したものの、「書類の保存期限を過ぎて処分している為に分からない。」と回答している。

さらに、申立人の厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、資格取得年月日が昭和49年6月1日となっており、これは申立人のオンライン記録と一致している上、A店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号は連続しており欠番は無く、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月 22 日から 58 年 9 月 1 日まで
② 昭和 58 年 9 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 4 月 26 日から平成 2 年 6 月 1 日
まで

私は、A株式会社に昭和 55 年 11 月から 58 年 8 月まで、B社に同年 9 月から 60 年 3 月まで、及びC社に 60 年 4 月から平成 2 年 5 月まで勤務していたが、申立期間①、②及び③の期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録（被保険者期間は、昭和 57 年 3 月 1 日から 58 年 8 月 31 日まで）及び元事業主の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社の元事業主に照会したところ、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、既に会社を整理しており関係資料は保存していないため申立人の勤務期間等は不明であり、厚生年金保険料も申立人の給与から控除していない。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号は連続しており欠番も見られないことから、申立人に係る厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人はA株式会社に当時勤務していた同僚4人の氏名を記憶しているが、上記被保険者名簿に4人の姓は記載されておらず、当該事業所においては従業員の全ての者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、雇用保険の記録及び元事業主の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の元事業主に照会したところ、「申立人が勤務していたことは記憶にあるが、当時の関係資料を保管していないため勤務期間等は分からない。申立期間当時は個人経営であり厚生年金保険には加入しておらず、個人で加入するように国民年金保険料等も含めた給与を支払っていた。」と述べているため、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人はB社に当時勤務していた同僚を2人記憶していると主張しているが、記憶しているのは姓のみであることからオンライン記録により特定することができず、所在も不明であるため、申立人の勤務実態等の供述を得ることはできない。

さらに、B社については、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと主張しているが、申立期間当時の電話帳及び住宅地図を調査したところ、申立人が記憶する所在地等から、申立てに係る事業所はD社であると推認できる。

しかしながら、D社の事業主は既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、C社に当時勤務していたと申立人が主張する同僚2人については姓のみしか記憶していないことからオンライン記録により特定できず、所在も不明であるため、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

さらに、C社及びD社の両事業所とも、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

加えて、申立期間③について、C社又はD社に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③について厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 11 月 20 日から 20 年 1 月 10 日まで
昭和 19 年 11 月 20 日に A 株式会社 (B 株式会社及び C 株式会社を経て、現在は株式会社 D) に、予備員 (以下「予備船員」という。) として採用され、59 年 9 月 30 日まで継続して勤務をした。C 株式会社が発行している「昭和 56 年分退職所得の源泉徴収票」にも就職日が 19 年 11 月 20 日と記載されているが、申立期間において船員保険の加入記録が無いので、調査をして被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する C 株式会社が発行している「昭和 56 年分退職所得の源泉徴収票」の記載及び複数の元同僚の供述から、申立人は申立期間において、予備船員として A 株式会社との間に雇用契約があったことは推認できる。

しかし、株式会社 D が保管している申立人に係る船舶運営会「船員保険被保険者票」には、申立人が E 丸に昭和 20 年 1 月 10 日に乗船したとする記載があり、当該事業所は、「申立人の申立期間に係る船員保険料を控除していない。」と回答している上、上記の複数の元同僚に照会しても、申立期間に申立人の船員保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

また、船舶運営会 E 丸に係る船員保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日、申立人に係る「船員保険被保険者台帳」における資格取得日、申立人から提出された「船員手帳に基づく乗船記録」における E

丸の乗船日、及びB株式会社社史に記載されているE丸の竣工日は、いずれも上記船舶運営会の「船員保険被保険者票」に記載されているE丸の乗船日である昭和20年1月10日で一致をしている。

さらに、昭和20年4月1日より前の期間は予備船員に対して船員保険の適用が無く、当該期間における船員保険の適用は乗船中に限られることから、申立人は、申立期間については船員保険の適用除外であったと認められる。

加えて、申立人はB株式会社社史に新旧勘定財産目録の仮払金の摘要欄に船員保険料他と記載されていることをもって、申立期間の船員保険料が控除されていたと主張しているが、当該記載は昭和21年8月15日公布施行された会社経理応急措置法により特別経理会社として指定日現在(昭和21年8月11日午前0時現在)における仮払金勘定の残高を記したものであり、当該記載から申立人の申立期間の船員保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで

A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間について、実際の給与額に比べて標準報酬月額が低すぎる。昭和 46 年 7 月以降の給与明細が記録されたノートは所持しているのもので、それより前の申立期間について調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は、「当時の賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答している上、当時の経理担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、A 株式会社を作成し、申立人が所持している昭和 46 年 7 月から 48 年 9 月までの期間に係る給与明細が記録されたノートから、当該期間における給与支給額がオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっていることは確認できるものの、当該給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額と見合った額となっている。

また、申立期間当時、申立人と同じ配送の仕事をしていたとしている元同僚は、「当時の給料は歩合制で、収入がかなりあったので、実際の給与額と標準報酬月額に差が生じたのではないか。標準報酬月額が実際の収入の3分の1ぐらいでも不思議ではないと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録では、上記の元同僚を含め、申立人と同じく歩合制で配送の仕事をしていたとしている8名の元同僚の申立期間における標準報酬月額と、申立人の標準報酬月額を比較しても大きな差は見受けられないことから、申立人の標準報酬月額について元同僚の取扱いと異なる不自然な事務処理が行われた事情は見当たらない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録されている申立期間の申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2385 (事案 347 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年6月24日まで
(A株式会社)
② 昭和28年7月1日から33年11月16日まで
(B株式会社)

脱退手当金の支給日とされている昭和34年4月7日当時は、長女の出産を控えていたので、そのような体調の時に脱退手当金の手続を行うはずがない。母子手帳を提出するので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、B株式会社(現在は、C株式会社)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和34年4月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、昭和34年4月20日付けで交付された母子手帳を提出し、当時は出産を控えていたため、社会保険事務所(当時)へ出向き、脱退手当金を請求したとは考えられないと主張しているが、申立人から提出された母子手帳は、脱退手当金を受領していないことをうかがわせる新たな資料と認めることができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給額を算定するために必要となる申立期間①及び②の標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを意味する「回答済 34. 2. 21」の記載が確認できる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 31 日まで
私は、脱退手当金の裁定請求書は書いていないし、支給も受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求したことを示す「受付 41. 6. 28」、「現金支払済 41. 10. 11」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
(A株式会社)
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 39 年 9 月 25 日まで
(B社)
③ 昭和 40 年 5 月 20 日から 41 年 7 月 1 日まで
(C株式会社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の被保険者期間が記載されているとともに、「受付 42. 1. 7」、「小切手 42. 3. 14 交付済」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る最終事業所であるC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 42. 2. 24」の表示が有るとともに、脱退手当金は申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと見えず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。